

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分	税 率 7.8 % 適 用 分	合 計 C
			A	B	(A+B)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円	円	円
	免 税 売 上 額	②			
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			※第一表の③欄へ
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			
	非 課 税 売 上 額	⑥			
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			※第一表の③欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)			⑧		[%] ※端数切捨て
課 税 仕 入 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑬ + ⑮ + ⑯)	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨			
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩			
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑪			
	適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫			
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬	※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)	
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮			
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯			
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑬ + ⑮ + ⑯)	⑰			
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額)	⑱			
課 税 仕 入 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑱ + ⑲ + ⑳ + ㉑ + ㉒)	課 税 仕 入 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額)	⑱			
	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑲ + (⑳ × ④ / ⑦)]	㉑			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱ × ④ / ⑦)	㉒			
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉓			
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉔			
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉕			
	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、㉑) 又 は ㉒ の 金 額] ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ が プラス の 時	㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、㉑) 又 は ㉒ の 金 額] ± ㉓ ± ㉔ + ㉕ が マイナス の 時	㉗	※付表1-3の⑤A欄へ	※付表1-3の⑤B欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			㉘	※付表1-3の⑥A欄へ	※付表1-3の⑥B欄へ

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩、⑫及び⑭欄には、仕入対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記入します。
- (4) ⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。